

富士河口湖町長 殿

船舶所有者 千
住所
氏名 印
(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

航行届

次のとおり船舶を航行の用に供したいので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の2第1項の規定により届け出ます。

航行の用に供しようとする湖 (乗入れる湖) ※複数記入不可			河 口 湖		
航行の用に 供しようと する月及び 日数 (乗入 れる月及び 日数)	平成 年	4 月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		5 月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		6 月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		7 月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		8 月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		9 月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		1 0 月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		1 1 月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		1 2 月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
	平成 年	1 月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		2 月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		3 月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
合 計		乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)	
船舶届出済証に記載された番号 ※複数記入不可					

- 注 1 「航行の用に供しようとする月及び日数」の欄は、乗入れ予定日数を記入すること。
予定が定まっていない場合は、乗入れ見込日数を記入すること。
- 2 本様式、添付書類とも A 4 紙（感熱紙不可）で提出すること。
- 3 本様式は、乗入れる湖・船舶毎に作成し、山中湖に乗入れる船舶は山中湖村観光課、河口湖に乗入れる船舶は富士河口湖町環境課に提出すること。
- 4 年度最初の乗入れ予定日の 2 週間前の日までに提出すること。
- 5 届出者名が船舶検査証書の「船舶所有者名」と異なるものは受理できません。

添付書類

- 1 船舶安全法第 9 条第 1 項に規定する船舶検査証書の写し 1 部
- 2 船舶安全法第 1 0 条の 2 に規定する船舶検査手帳（件名欄）の写し 1 部
- 3 船舶の全体が分かる写真(正面 1 枚及び側面 1 枚、番号シールの番号(A223、a223などアルファベット1文字及び3桁の数字からなる番号)が読み取れるもの)
- 4 返信用封筒（返信先の郵便番号、住所、氏名を明記の上、返信用切手を貼付）
・封筒サイズ：A 4 紙が折らずに入るもの（角形 2 号、角形 2 0 号、角形 A 4 号等）
・返信用切手：2 0 5 円（1 台分）。2 台以上の場合、提出先に金額を確認すること。